

和光市子ども・子育て支援事業計画 中間見直し

平成30年2月
和光市

目 次

子ども子育て支援事業計画の中間見直しについて	P. 1
1 計画の基本理念	P. 2
第1部 計画策定にあたって	
第2章 計画の基本的考え方 1	
2 公設保育所の在り方	P. 4
第2章 計画の基本的考え方	
7 計画の推進に向けて (8)	
3 子どもの人口の推計	P. 5
第3部 和光市における子ども・子育て支援の内容	
第2章 将来推計人口 2	
4 教育・保育事業の量の見込みと提供体制	P. 6
第3部 和光市における子ども・子育て支援の内容 第3章	
2 教育・保育事業の展開にあたっての考え方	
3 教育・保育事業の量の見込み	
(1) 施設型給付 ②保育所	
(1) 施設型給付 ③認定こども園	
(2) 地域型保育給付 ①小規模保育事業	
5 地域子ども・子育て支援事業の内容と提供体制	P. 16
第4章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 3	
(2) マネジメント事業 ②マネジメントの体制	
(5) 通所型事業 ⑥放課後児童健全育成事業 (保育クラブ)	
(5) 通所型事業 ⑦子ども教室・わこうっこクラブ	
(5) 通所型事業 ⑧児童センター・児童館	
6 利用者負担額	P. 22
第4部 利用者負担額	
第2章 教育・保育の利用者負担額の構成 1 国の利用者負担限度額/2 和光市の利用者負担額	
第3章 利用者助成 2 利用者負担額の激変緩和措置	
7 学童クラブ事業における財政構造	P. 26
第4部 利用者負担額 第4章【新設】	
8 OJT (実践による育成)	P. 29
第5部 子ども・子育て新システムデザイン	
第4章 人材の専門性の確保・育成 2	
グランドデザイン (圏域別の整備計画)	P. 30
付属資料	P. 35

子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

1 中間見直しについて

和光市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）は、平成24年に成立した子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に策定されました。

事業計画は、平成27年度～平成31年度までの5年間を対象としており、今年度はその中間年にあたります。

事業計画に、教育・保育事業の量の見込みと提供体制を定めるにあたり、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査を行い、これに基づき算出された需要量に対応するための提供体制を定めました。

しかし、平成27年度、平成28年度の実際の就学前児童の保育ニーズ、特に2号認定の保育ニーズの高まりが事業計画を上回って見られたことから、市では平成28年度に当初の事業計画において年度ごとに設定した提供体制を上回って保育所の緊急整備を行いました。

このような事業計画の実施状況を踏まえ、事業計画の中間見直しを行うことといたしました。

また、今後、事業計画期間中に市が取り組もうとする内容についても、今回の見直しに合わせて、事業計画に明記することといたしました。

2 見直しの内容

今回の子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにあたり、見直しの論点として、①保育園等の基盤整備について、②地域子ども・子育て支援事業について、③保育料等について、④保育士等に対する研修の在り方についての4項目を掲げ、子ども・子育て支援会議において議論した結果、次の項目について見直しを行いました。

- 基本理念について
- 子どもの人口推計
- 教育・保育事業の量の見込みと提供体制
- 地域子ども・子育て支援事業の内容と提供体制
- 利用者負担額について

【見直しの背景】

平成27年3月に策定された事業計画では、「子どもが健やかに育つための環境づくり」を基本理念として、子ども・子育て支援の各種施策を展開してきました。

その後、平成28年には児童福祉法が改正され、児童が、適切な療育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することが法に規定されました。全ての児童が健全に育成されるように、児童を中心とした福祉の保障が明確化されました。

和光市では、これまでも、子どもと子育て世帯への支援を展開してまいりましたが、今後は、子どもを中心とした観点をより重視し、子どもが自己肯定感を育んでいけるしくみづくりを目指してまいります。

これを明確にするため、事業計画の基本理念を変更することといたしました。

【見直し後】

【基本理念】

子どもが自己肯定感を育み健やかに育つしくみづくり

少子・高齢化、家族の変化、コミュニティの変化、情報化の推進などにより、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。

複雑化している社会の中においても、子どもたちが自己肯定感を獲得しながら、社会の構成員として成熟していくためには、その年齢や発達の程度に応じて、個々の子どもが自分の思いや意見を自由に表現し、そして、それを受け止めてもらえる関係や環境（「居場所」）が確保されることが重要です。

和光市では、子どもたちの生活に身近な自治体として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子ども一人ひとりが、家庭や社会の中でかけがえのない個性ある存在として尊重され、その最善の利益が図られるよう、行政・事業者・市民が子どもと子どもの育成を担う保護者と共に重層的、継続的な支援のしくみを構築していきます。

他方、社会保障制度改革推進法の制定により、社会保障の機能充実と給付の重点化及び制度運営の効率化を図ることで社会保障費の増大を抑制しつつ、将来にわたり持続可能な社会保障制度としていくための改革が進められています。この社会保障制度改革の視点をもちつつ、本計画は、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度において導入される新たなしくみのもとで、これまでの和光市の取組みを承継し、子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく、また、子どもたちが新たな時代の担い手として活躍していくためのしくみづくりを充実させていきます。

[見直し前]

【基本理念】

子どもが健やかに育つための環境づくり

少子・高齢化、家族の変化、コミュニティの変化、情報化の推進などにより、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。

和光市に生まれ育つあらゆる子どもたちが、かけがえのない個性ある存在として認められ、心身ともに健やかに成長していくために、また子育てを担う保護者が子育てに対する不安や孤立感を減らし、ワーク・ライフ・バランスを実現しつつ、自己肯定感を持って子どもと向き合えるための支援をしていくことが重要になっています。

他方、社会保障改革推進法の制定により、社会保障の機能充実と給付の重点化及び制度運営の効率化を図ることで社会保障費の増大を抑制しつつ、将来にわたり持続可能な社会保障制度としていくための改革が進められています。この社会保障制度改革の視点をもちつつ、本計画は、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度において導入される新たな仕組みのもとで、これまでの和光市の取組みを承継し充実させていきます。

子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく、また、子どもたちが新たな時代の担い手として活躍していくための環境づくりを支援していきます。

【見直しの背景】

和光市の公設保育園については、子ども・子育て支援新制度における公定価格の導入を契機に、運営主体の経営面を含めた検討を行ってきました。

計画に基づき、平成29年には、公設民営園の和光市ひろさわ保育園が民設民営化されました。運営主体は、これまでと同様です。また同じく公設民営のしもにいくら保育園については、近接地に民設民営の保育園を平成28年度中に緊急整備したことを踏まえ、平成30年度末に閉園します。

今後は、公設公営保育所の在り方に関して、「和光市公営保育所在り方検討委員会」を設置し、計画的な検討を進めてまいります。

【見直し後】

(8)公設保育所の在り方

子ども・子育て支援新制度において、保育所の運営に公定価格等が導入されることに伴い、既存の公設民営保育所の在り方について、運営主体の経営面を含めた検討を行い、平成29年度には和光市ひろさわ保育園の運営を民設民営に移行しました。

また、北エリアのしもにいくら保育園は平成30年度末をもって閉園します。

なお、既存の公設公営保育所に関しては、「和光市公営保育所在り方検討委員会」を設け、同様の視点からその役割・運営方式の検討を行っていきます。

【見直し前】

(8)公設保育所の在り方

子ども・子育て新制度において、保育所の運営に公定価格等が導入されることに伴い、既存の公設民営保育所の在り方について、運営主体の経営面を含めた検討を行い、平成29年度には和光市ひろさわ保育園の運営を民設民営に移行します。

なお、既存の公設民営保育所及び公設公営保育所に関しても同様の視点から今後計画的に運営方式の検討を行っていきます。

第3部 和光市における子ども・子育て支援の内容

第2章 将来推計人口 2

子どもの人口の推計 (P.52)

【見直しの背景】

国勢調査による最新の人口データ、移動率、出生率を反映するとともに、今後のマンション建設等による0～5歳の人口増加分を鑑みて、子どもの人口の推計を以下のとおり行いました。

【見直し後】

図表 3-2 子ども人口の推計

(単位：人)

	平成 24 年 (実績)	平成 25 年 (実績)	平成 26 年 (実績)	平成 27 年 (実績)	平成 28 年 (実績)	平成 29 年 (推計)	平成 30 年 (推計)	平成 31 年 (推計)
総人口	78,964	79,436	80,077	80,705	81,322	81,733	82,487	83,271
0 歳	814	893	833	841	860	845	844	846
1 歳	912	831	885	867	832	849	850	867
2 歳	887	887	809	864	834	821	850	863
3 歳	809	842	868	803	852	816	818	855
4 歳	787	776	829	841	772	841	816	829
5 歳	791	770	776	811	811	762	834	814
0 歳～5 歳小計	5,000	4,999	5,000	5,027	4,961	4,934	5,012	5,074
6 歳	749	779	747	753	795	793	745	812
7 歳	703	736	760	722	738	778	776	729
8 歳	751	687	729	740	729	722	761	760
9 歳	759	728	670	717	738	713	706	745
10 歳	711	744	724	647	719	722	698	692
11 歳	745	708	716	713	640	704	707	683
6 歳～11 歳小計	4,418	4,382	4,346	4,292	4,359	4,432	4,393	4,421
合計	9,418	9,381	9,346	9,319	9,320	9,366	9,405	9,495

【見直し前】

図表 3-2 子ども人口の推計

(単位：人)

	平成 24 年 (実績)	平成 25 年 (実績)	平成 26 年 (実績)	平成 27 年 (推計)	平成 28 年 (推計)	平成 29 年 (推計)	平成 30 年 (推計)	平成 31 年 (推計)
総人口	78,964	79,436	79,669	79,985	80,289	80,588	80,880	81,156
0 歳	814	893	833	879	879	874	868	861
1 歳	912	831	885	879	876	877	871	865
2 歳	887	887	809	865	857	854	855	850
3 歳	809	842	868	780	832	823	821	822
4 歳	787	776	829	836	763	814	806	803
5 歳	791	770	776	811	816	746	795	787
0 歳～5 歳小計	5,000	4,999	5,000	5,050	5,023	4,988	5,016	4,988
6 歳	749	779	747	744	788	793	725	773
7 歳	703	736	760	743	730	774	779	711
8 歳	751	687	729	757	730	717	759	765
9 歳	759	728	670	722	742	715	703	744
10 歳	711	744	724	670	707	727	700	688
11 歳	745	708	716	709	657	693	713	687
6 歳～11 歳小計	4,418	4,382	4,346	4,345	4,354	4,419	4,379	4,368
合計	9,418	9,381	9,346	9,395	9,377	9,407	9,395	9,356

【見直しの背景】

先述の子どもの人口推計に対し、教育・保育事業の利用申込実績（平成27年度から平成29年度（4月）までの申込者数及び新制度に移行していない幼稚園の申込者数）を踏まえ今後の利用者数及び割合を見直したところ、0歳児の保育ニーズが当初の見込みほど上昇していないことがわかりました。一方で3歳児以降の保育ニーズの高まりが見られました。

認定こども園の整備については、本事業計画期間中は、喫緊の保育ニーズの高まりに対応し、保育施設の整備を優先しますが、教育ニーズについては幼稚園を利用している3割弱の市内児童が市外の幼稚園に通っていることから、引き続き潜在的に存在していると考えられます。このため将来的に認定こども園を整備していく方針については維持していきます。

以上のことから、(1)教育・保育事業を利用する割合を次のとおり見直すこととします。

また、(2)教育・保育事業利用者の内訳の割合は、本事業計画期間中の実績見込みとし、認定こども園の整備については次期事業計画期間を視野に引き続き推進してまいります。

[見直し後]

2 教育・保育事業の展開にあたっての考え方

(1) 教育・保育事業を利用する割合

0～5歳の人口における教育・保育事業を利用する割合について、平成31年度には、69.6%とします。

図表3-4 教育・保育事業利用者の人数

	0～5歳の人口	教育・保育事業利用者	0～5歳の人口に占める割合
現状	4,999人	3,131人	62.6%
平成31年度	5,074人	3,531人	69.6%

(2) 教育・保育事業利用者の内訳の割合

図表3-5 教育・保育事業利用者の人数

	現状	平成31年度 (実績見込み)	次期事業計画期間
幼稚園	1,491人 (29.8%)	1,379人 (27.2%)	(25.0%)
保育所	1,277人 (25.5%)	1,687人 (33.2%)	(24.3%)
認定こども園	0人 (0.0%)	0人	(9.9%)
小規模保育事業	0人 (0.0%)	455人 (9.0%)	(11.2%)
事業所内保育所 (地域枠)	—	10人 (0.2%)	

[見直し前]

2 教育・保育事業の展開にあたっての考え方

(1) 教育・保育事業を利用する割合

0～5歳の人口における教育・保育事業を利用する割合について、現状では62.6%ですが、平成31年度には、70.3%とします。

図表3-4 教育・保育事業利用者の人数

	0～5歳の人口	教育・保育事業利用者	0～5歳の人口に占める割合
現状	4,999人	3,131人	62.6%
平成31年度	4,988人	3,507人	70.3%

(2) 教育・保育事業利用者の内訳の割合

図表3-5 教育・保育事業利用者の人数

	現状	平成31年度
幼稚園	1,491人 (29.8%)	1,246人 (25.0%)
保育所	1,277人 (25.5%)	1,212人 (24.3%)
認定こども園	0人 (0.0%)	492人 (9.9%)
小規模保育	0人 (0.0%)	557人 (11.2%)

[見直し後]

3 教育・保育事業の量の見込み

(1) 市内全体

図表 3-6 市内に居住する児童の教育・保育量の見込みの内訳【全体】

		市内に居住する児童								
		市内の施設を利用				他市の施設を利用				
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
0歳	1~2歳			0歳	1~2歳					
平成 27 年度	必要利用定員総数(①)	765	769	195	633	746	41	0	13	
	提供体制 (②)	施設型給付	0	709	102	359	2	41	0	13
		幼稚園	0				0			
		保育所		709	102	359		40	0	13
		認定こども園	0	0	0	0	2	1	0	0
	地域型保育給付			51	128			0	0	
	認可外(地方単独)		0	16	35		0	0	0	
確認を受けない幼稚園	945				744					
①-②		-180	80	26	111	0	0	0	0	
平成 28 年度	必要利用定員総数(①)	774	808	211	674	737	20	0	15	
	提供体制 (②)	施設型給付	0	757	108	375	2	20	0	15
		幼稚園	0				0			
		保育所		757	108	375		19	0	15
		認定こども園	0	0	0	0	2	1	0	0
	地域型保育給付			89	216			0	0	
	認可外(地方単独)		0	8	17		0	0	0	
確認を受けない幼稚園	945				735					
①-②		-171	51	6	66	0	0	0	0	
平成 29 年度	必要利用定員総数(①)	770	922	191	727	615	24	0	5	
	提供体制 (②)	施設型給付	0	931	118	399	2	1	0	5
		幼稚園	0				0			
		保育所		931	118	399		23	0	5
		認定こども園	0	0	0	0	2	1	0	0
	地域型保育給付			99	261			0	0	
	認可外(地方単独)		12	3	7		0	0	0	
確認を受けない幼稚園	945				613					
①-②		-175	-21	-29	60	0	0	0	0	
平成 30 年度	必要利用定員総数(①)	792	1,023	229	756	583	0	0	0	
	提供体制 (②)	施設型給付	0	961	118	399	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		961	118	399		0	0	0
		認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育給付			111	325			0	0	
	認可外(地方単独)		12	3	7		0	0	0	
確認を受けない幼稚園	945				583					
①-②		-153	50	-3	25	0	0	0	0	
平成 31 年度	必要利用定員総数(①)	807	1,115	244	793	572	0	0	0	
	提供体制 (②)	施設型給付	0	1,134	136	448	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		1,134	136	448		0	0	0
		認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育給付 事業所内保育所(地域枠)			114	341			0	0	
	認可外(地方単独)		12	3	7		0	0	0	
確認を受けない幼稚園	945				572					
①-②		-138	-31	-11	-11	0	0	0	0	

[見直し前]

3 教育・保育事業の量の見込み

(1) 市内全体

図表 3-6 市内に居住する児童の教育・保育量の見込みの内訳【全体】

		市内に居住する児								
		市内の施設を利用				他市の施設を利用				
		1号	2号	3		1号	2号	3		
				0歳	1~2			0歳	1~2	
平成 27 年度	必要利用定員総数(①)	780	787	285	707	698	0	0	0	0
	提供 体制 (②)	施設型給付	0	743	116	381	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		743	116	381		0	0	0
		認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
		地域型保育給付			79	195			0	0
		認可外(地方単独)		0	16	35		0	0	0
確認を受けない幼稚園	945				698					
①-②		-165	44	74	96	0	0	0	0	
平成 28 年度	必要利用定員総数(①)	780	814	295	735	695	0	0	0	0
	提供 体制 (②)	施設型給付	0	797	122	393	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		797	122	393		0	0	0
		認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
		地域型保育給付			109	260			0	0
		認可外(地方単独)		0	11	24		0	0	0
確認を受けない幼稚園	945				695					
①-②		-165	17	53	58	0	0	0	0	
平成 29 年度	必要利用定員総数(①)	820	842	307	761	653	0	0	0	0
	提供 体制 (②)	施設型給付	40	843	130	409	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		807	122	393		0	0	0
		認定こども園	40	36	8	16	0	0	0	0
		地域型保育給付			139	325			0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0		0	0	0
確認を受けない幼稚園	945				653					
①-②		-165	-1	38	27	0	0	0	0	
平成 30 年度	必要利用定員総数(①)	792	869	317	788	677	0	0	0	0
	提供 体制 (②)	施設型給付	89	913	147	443	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		850	131	411		0	0	0
		認定こども園	89	63	16	32	0	0	0	0
		地域型保育給付			169	385			0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0		0	0	0
確認を受けない幼稚園	945				677					
①-②		-242	-44	1	-40	0	0	0	0	
平成 31 年度	必要利用定員総数(①)	819	896	327	816	649	0	0	0	0
	提供 体制 (②)	施設型給付	134	918	146	434	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		740	110	362		0	0	0
		認定こども園	134	178	36	72	0	0	0	0
		地域型保育給付			181	410			0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0		0	0	0
確認を受けない幼稚園	945				649					
①-②		-260	-22	0	-28	0	0	0	0	

教育・保育事業の提供体制 (P.59～P.63)

【見直しの背景】

(1) 施設型給付

② 保育所

3歳児の教育・保育ニーズについては、本事業計画策定時の見込みよりも保育ニーズの高まりが見られたところです。

このような中、緊急的な保育所整備を行ってきた状況も踏まえ、平成31年度までに20園の保育所を整備する計画に見直しました。(当初事業計画比4園増加)

【見直し後】

② 保育所

国の子育て安心プランを活用し、認可保育所を整備します。具体的には、平成31年度までに市内提供体制として20園を整備します。

【市内年度別提供体制】

< 2号認定 >

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (実績)	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (見込)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	700	706	757	931	961	1,068	1,134

< 3号認定 >

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (実績)	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (見込)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	460	461	483	517	517	560	584

< 施設数 >

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (実績)	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (見込)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	14	14	15	18	18	19	20
北エリア	7	7	8	10	10	10	10
中央エリア	4	4	4	5	5	5	6
南エリア	3	3	3	3	3	4	4

【見直し前】

②保育所

平成25年度では市内の認可保育所の定員計 1,160 人に対して、実際の利用者数は 1,277 人と定員を弾力化して受け入れており、その上で待機児童が発生している状況です。

国の待機児童解消加速化プランを活用し、認可保育所を整備します。具体的には、保育所を平成27年度に北エリアに1園、平成28年度に中央エリアに1園整備します。また、認可保育所の認定こども園への移行を推進します。具体的には、平成31年度には南エリアにある1園が認定こども園に移行するように推進します。

【市内年度別提供体制】

< 2号認定 >

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	700	706	743	797	807	850	740

< 3号認定 >

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	460	464	497	515	515	542	472

< 施設数 >

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	14	14	15	16	16	16	16
北エリア	7	7	8	8	8	8	8
中央エリア	4	4	4	5	5	5	5
南エリア	3	3	3	3	3	4	3

【見直しの背景】

③認定こども園

本事業計画では既存保育園の認定こども園への移行を推進するとしていましたが、保育園から認定こども園への移行は定員数の減少を伴うことになることから、喫緊の保育需要に対応するため、本事業計画期間中は、保育施設の整備を優先することとしました。

なお、市内での教育ニーズは潜在的に引き続き存在しているものと考えられることから、将来的な認定こども園の整備を進めてまいります。

具体的には、中央エリアにおける認定こども園の整備を、広沢国有地等利活用基本方針に基づく和光市広沢複合施設基本計画と併せて引き続き推進していきます。

〔見直し後〕

③認定こども園

喫緊の保育需要に対応するため、本事業計画期間中は既存保育園から認定こども園への移行は予定していません。

なお、中央エリアにおける認定こども園の整備は、広沢国有地等利活用基本方針に基づく和光市広沢複合施設基本計画と併せて平成33年開園に向けて準備を進めていきます。

【市内年度別提供体制】

< 1号認定 >

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (実績)	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (見込)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	0	0	0	0	0	-	-

< 2号認定 >

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (実績)	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (見込)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	0	0	0	0	0	-	-

< 3号認定 >

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (実績)	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (見込)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	0	0	0	0	0	-	-

< 施設数 >

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (実績)	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (見込)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	0	0	0	0	0	-	-

①幼稚園（P.59）

和光市の幼稚園を利用している子どもの約5割が市外の幼稚園に通っていますが、ニーズ調査では市内施設の利用意向が高いことから、市外幼稚園利用者が市内の幼稚園及び認定こども園を利用できるよう、市内に教育ニーズに対応した基盤整備を行います。引き続き、幼稚園の認定こども園への移行を推進します。

[見直し前]

③認定こども園

幼保連携型認定こども園は、平成29年度に1園、平成30年度に1園整備します。また、現在の幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を推進します。具体的には、平成31年度に保育所が1園、認定こども園に移行するように推進します。

【市内年度別提供体制】

< 1号認定 >

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	0	0	0	0	40	89	134
北エリア	0	0	0	0	0	49	49
中央エリア	0	0	0	0	40	40	40
南エリア	0	0	0	0	0	0	45

< 2号認定 >

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	0	0	0	0	36	63	178
北エリア	0	0	0	0	0	27	27
中央エリア	0	0	0	0	36	36	36
南エリア	0	0	0	0	0	0	115

< 3号認定 >

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	0	0	0	0	24	48	108
北エリア	0	0	0	0	0	24	24
中央エリア	0	0	0	0	24	24	24
南エリア	0	0	0	0	0	0	60

< 施設数 >

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	0	0	0	0	1	2	3
北エリア	0	0	0	0	0	1	1
中央エリア	0	0	0	0	1	1	1
南エリア	0	0	0	0	0	0	1

①幼稚園

和光市の幼稚園を利用している子どもの約5割が市外の幼稚園に通っていますが、ニーズ調査では市内施設の利用意向が高いことから、市外幼稚園利用者が市内の幼稚園及び認定こども園を利用できるよう、市内に教育ニーズに対応した基盤整備を行います。具体的には、平成29年度から市内に認定こども園を整備します。また、幼稚園の認定こども園への移行を推進します。

【見直しの背景】

(2) 地域型保育給付

① 小規模保育事業

0歳児保育ニーズは、当初の事業計画策定時に推計人口861人に対して定員327名分、利用率では38%を見込んでいましたが、平成28年度の利用実績における利用率は24.5%でした。その一方で、1歳児の保育ニーズについては、当初の事業計画策定時の見込みよりも高い利用率であることから小規模保育事業を引き続き行うこととします。

一方で、1～2歳児保育の利用率と3～5歳児保育の利用率の差は縮小傾向にあることから、1～2歳児保育ニーズへの対応について、小規模保育事業所と保育所のそれぞれで対応する割合を見直すこととし、小規模保育事業所の整備予定施設数を当初の事業計画から見直しました。(当初事業計画比7園減)

【見直し後】

① 小規模保育事業

主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。

喫緊の保育ニーズに対応するため、平成31年度までに小規模保育事業所を25か所整備することとします。

【市内年度別提供体制】

< 3号認定 >

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (実績)	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (見込)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	0	0	303	360	436	436	455

< 施設数 >

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (実績)	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (見込)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	0	0	17	20	24	24	25
北エリア	0	0	9	10	12	12	12
中央エリア	0	0	6	7	8	8	9
南エリア	0	0	2	3	4	4	4

【見直し前】

①小規模保育事業

主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。

0～2歳の保育は小規模保育事業を中心に拡充します。既存の家庭保育室の小規模保育への移行も含め、5年間で新たに小規模保育を32か所整備します。

【市内年度別提供体制】

< 3号認定 >

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	0	0	274	369	464	554	591
北エリア	0	0	124	200	276	276	295
中央エリア	0	0	93	93	112	148	166
南エリア	0	0	57	76	76	130	130

< 施設数 >

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	0	0	15	20	25	30	32
北エリア	0	0	7	11	15	15	16
中央エリア	0	0	5	5	6	8	9
南エリア	0	0	3	4	4	7	7

第3部 和光市における子ども・子育て支援の内容

第4章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 3

地域子ども・子育て支援事業の内容と提供体制

(2) マネジメント事業

② マネジメントの体制 (P. 69)

【見直しの背景】

現在、児童虐待等への対応は、実地でのマネジメントは市が、保護措置は児童相談所がそれぞれ行っています。当市は所沢児童相談所の管轄区域の中で相談所から最も遠くに位置しているため、急迫性の高いケースへの対応や緊急的な保護措置が必要な場合に、児童相談所の対応に時間がかかるという課題が存在しています。

また、児童虐待の通告件数は近年減少傾向にありますが、児童相談所が直接虐待事案に対応した件数の割合及び児童相談所の指導・助言を受けて市がケアマネジメント支援を行った件数の割合は増加傾向にあります※。

※過去3年間（平成26年度から28年度）の児童虐待通告件数は減少傾向にありますが、虐待通告のあった事案への対応内容を割合で見ると、児童相談所単独あるいは児童相談所の指導・助言を受けて市が対応した件数の割合は増加している一方、一時保護の割合は横ばい、市が単独でマネジメント支援を行った事案の割合は減少傾向にあるため、全体としては件数が減少しています。

このため、児童相談所との距離的な問題と近年の虐待事案への対応実態を踏まえると、実地にケアマネジメントを行う市が児童相談所機能を有することが望ましいと考えられることから、今後、当市における児童相談所の設置を検討することとし、これを事業計画に明記することとしました。

【見直し後(追記)】

(エ) 課題解決型の支援体制構築に向けた児童相談所設置の検討

現状における本市と児童相談所との距離的な課題を解決し、虐待事案への迅速な対応を図るためには、実地にケアマネジメントを行う市が児童相談所機能を有することが望ましいと考えられます。このため、当市では、児童相談所設置市として政令の指定を受けることを検討します。なお、法に基づき児童相談所に併設すべき一時保護所については、県の施設等を利用する等の協議を行うものとします。

(オ) 総合相談支援システム導入による情報統合

【見直し前】

(エ) 総合相談支援システム導入による情報統合

地域子ども・子育て支援事業の内容と提供体制

(5)通所型事業

⑥放課後児童健全育成事業(保育クラブ) (P.76)

【見直しの背景】

子どもの放課後の過ごし方については、事業計画に基づき、安心・安全を前提とした上で、バリエーションのある放課後の居場所作りを進めてきました。

保育クラブについては、計画に基づき、それぞれ40人規模の民間保育クラブ2施設を誘致する予定でしたが、平成29年4月現在、これら2施設の定員合計は45名にとどまっています。市としては、今後も事業計画に定める提供体制の整備に努めていきます。

また、昨今、子どもの貧困問題が社会的に関心を集める中、平成26年には「子どもの貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)が定められ、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備を図る対策が極めて重要とされています。

このような社会的背景を踏まえ、和光市では、市が展開してきた多様な放課後の居場所の一つとして、生活支援や学習支援を必要とする子どもに対し、新たな「居場所」を設けることとしました。具体的には、民間保育クラブにおいて、学習支援と食事の提供を併せた児童の預かりを行い、学習機会と食習慣の維持を通じた生活支援事業を展開いたします。

今回、事業計画に、この事業を明記することといたしました。

なお、「保育クラブ」の名称を一般的に使われている「学童クラブ」に改称いたします。

【見直し後】

⑥放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

(中略)

施設整備としては、平成27年度に北エリアに、平成28年度には中央エリアにそれぞれ定員23名及び22名の民間学童クラブの誘致を行い、北エリアの多機能施設の中に定員90名の学童クラブを整備しました。今後も、事業計画期間中に計画に掲げる提供体制の整備を図ってまいります。また、既存の施設についてもおおむね40人単位で保育が行えるよう施設整備を図ります。なお、新たに参入する事業所には、市で定めた設置基準及び運営基準等を満たすことを条件とします。

また、放課後子ども教室の拡大、児童館、ファミリー・サポート・センター等既存サービスの利用促進など、学童クラブ以外の居場所整備も進め、利用者の生活に、より適したサービス利用の選択が可能となる環境づくりを行い、待機児童の解消を図っていきます。障害児の放課後の居場所の確保は、放課後児童デイと学童クラブとの連携による整備を想定します。

さらに、新たな児童の居場所として、学習支援と食事支援の機能を連結させた事業を実施します。生活と学習に支援が必要な小学1年生から3年生までを対象に、民間学童クラブにおいて、通常より遅い時間まで預かる居場所を創設します。

[見直し前]

⑥放課後児童健全育成事業（保育クラブ）

（中略）

施設整備としては、平成28年度以降に中央エリア、北西エリア及び南エリアにそれぞれ40人規模の民間保育クラブの誘致を行うほか、既存の公共施設、福祉施設等を活用した共生型保育施設を整備していきます。また、既存の施設についてもおおむね40人単位で保育が行えるよう施設整備を図ります。なお、新たに参入する事業所には、市で定めた設置基準及び運営基準等を満たすことを条件とします。

また、放課後子ども教室の拡大、児童館、ファミリー・サポート・センター等既存サービスの利用促進など、保育クラブ以外の居場所整備も進め、利用者の生活に、より適したサービス利用の選択が可能となる環境づくりを行い、待機児童の解消を図っていきます。障害児の放課後の居場所の確保は、放課後児童デイと保育クラブとの連携による整備を想定します。

第3部 和光市における子ども・子育て支援の内容

第4章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 3

地域子ども・子育て支援事業の内容と提供体制

(5)通所型事業

⑦子ども教室・わこうっこクラブ(P.78)

【見直しの背景】

子どもの放課後の過ごし方の支援は、子どものニーズと昨今の保護者の多様な働き方による子育て世帯のライフスタイルに対応するとともに、子どもが楽しく安全に過ごせるものでなければなりません。

また、別々の居場所を選択して放課後を過ごす子どもたち同士が交流し、コミュニケーションができるよう配慮することも必要です。

子どもの成長や発達を見守りながら、子どもたちの放課後の過ごし方がより安全で快適な居場所となるよう、学童クラブ等と連携しながら事業を推進していきます。

【見直し後】

地域社会の中で子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりの推進を目的として、地域の方々にボランティアスタッフとしての協力を得て、小学校の余裕教室等を活用した放課後の安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設けている事業です。

子ども教室は既に市内全ての小学校で開催しており、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供しています。学童クラブ入所児童も、子ども教室に参加できるよう相互連携し、多くの児童が参加しています。また、各会場で開催されている子ども教室実行委員会に学童クラブ支援員も委員として関わり、教室のプログラムや学童クラブ児童の参加方法等について協議をするなど、緊密な連携を図っています。今後も子ども教室の活動内容を充実し、学童クラブとも引き続き連携を進めていきます。

わこうっこクラブは、スタッフの見守りのもと、児童が室内外で勉強・遊び等の時間を自主性を持って過ごすことができる事業です。子どもたち同士が関わる機会にも配慮し、子ども教室と同様、学童クラブと連携しながら事業の推進を図っています。平成29年度現在、3校において開催していますが、今後平成32年度までに全ての小学校において開催する予定です。

[見直し前]

地域社会の中で子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりの推進を目的として、小学校の余裕教室等を活用した放課後の安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子ども達に勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。

放課後子ども教室は既に市内全ての小学校で開催しており、保育クラブ入所児童も、放課後子ども教室に参加できるよう相互連携し、多くの児童が参加しています。また、各会場で開催されている放課後子ども教室実行委員会に保育クラブ支援員も委員として関わり、教室のプログラムや保育クラブ児童の参加方法等について協議をするなど、緊密な連携を図っています。今後も放課後子ども教室の活動内容を充実し、保育クラブとも引き続き連携を進めていきます。

第3部 和光市における子ども・子育て支援の内容

第4章 地域子ども子育て支援事業の量の見込みと提供体制 3

地域子ども・子育て支援事業の内容と提供体制

(5)通所型事業

⑧児童センター・児童館(P.78)

【見直しの背景】

和光市には、平成29年度現在、児童センター（1施設）及び児童館（3施設）が設置されていますが、その運営は「和光市児童センター（館）長期ビジョン（平成22年度～31年度）～子どもと大人の笑顔あふれる児童センター（館）」を踏まえた運営をしています。同ビジョンでは、子どもたちの健やかな育ちを実現するための学習体験やスポーツ、レクリエーション教室の充実、中学生・高校生のための活動機会の充実のほか、子育て家庭の孤立の予防・防止の観点から、地域とのふれあい事業や子育て相談の充実などを掲げています。

施策の明確化の観点から、同ビジョンの内容を事業計画に包含することとしました。

今後も引き続き、同ビジョンに掲げられた内容を継承し、児童センター・児童館の運営を実施してまいります。

【見直し後(追記)】

⑧児童センター・児童館

(中略)

また、「和光市児童センター（館）長期ビジョン（平成22年～31年度）」を承継し、(ア)学習体験と体力増進事業の充実、(イ)子育て相談の充実、(ウ)子育て家庭の孤立といった課題の解決に取り組んでいきます。

具体的には、スポーツイベントや農業体験、工作教室等を通じた運動と学習体験の場を提供するとともに、中学生・高校生が安心して利用できる場所・時間の確保を図ります。

また、幼児サークルの実施等の親子ふれあい事業の実施を通じて、子育て中の保護者の交流の場として機能させるとともに、市及び子育て世代包括支援センター等との連携を強化し、相談支援機能の充実を図ることで、地域における子どもや保護者の孤立を防止し、子ども及び子育て家庭における問題の早期発見等を可能とする体制を構築します。

【見直し前】

⑧児童センター・児童館

(中略)

また、子育て中の保護者の交流の場として機能させるとともに、市及び子育て世代包括支援センター等との連携を強化し、相談支援機能の充実を図ることで、地域における子どもや保護者の孤立を防止し、子ども及び子育て家庭における問題の早期発見等を可能とする体制を構築します。

第4部 利用者負担額
 第2章 教育・保育の利用者負担額の構成 2
 和光市の利用者負担額 (P. 91)

【見直しの背景】

和光市では、1号認定子どもに係る利用者負担額については、国の利用者負担限度額と同額としています。

平成29年4月に、国において1号認定子どもの利用者負担額の一部が改正されたことから、事業計画中の当該額の記載の見直しを行います。

【見直し後】

図表4-3 国が想定する利用者負担限度額（1号認定子ども抜粋）（P. 89）

階層区分	1号認定子ども
①生活保護世帯	0 円
②市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000 円
③所得割課税額 77,100 円未満	<u>14,100 円</u>
④所得割課税額 211,200 円以下	20,500 円
⑤所得割課税額 211,201 円以上	25,700 円

図表4-5 和光市の新制度における利用者負担額（1号）＜幼稚園利用者＞

国階層	和光市新制度 幼稚園利用料	定義	1号認定子ども
第1階層	第1階層	生活保護世帯	0 円
第2階層	第2階層	市町村民税非課税世帯	3,000 円
第3階層	第3階層	市町村民税の所得割額が 77,100 円以下	<u>14,100 円</u>
第4階層	第4階層	市町村民税の所得割額が 221,200 円以下	20,500 円
第5階層	第5階層	市町村民税の所得割額が 221,200 円以上	25,700 円

[見直し前]

図表 4 - 3 国が想定する利用者負担限度額（1号認定子ども抜粋）

階層区分	1号認定子ども
①生活保護世帯	0 円
②市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000 円
③所得割課税額 77,100 円未満	<u>16,100 円</u>
④所得割課税額 211,200 円以下	20,500 円
⑤所得割課税額 211,201 円以上	25,700 円

図表 4 - 5 和光市の新制度における利用者負担額（1号）＜幼稚園利用者＞

国階層	和光市新制度 幼稚園利用料	定義	1号認定子ども
第1階層	第1階層	生活保護世帯	0 円
第2階層	第2階層	市町村民税非課税世帯	3,000 円
第3階層	第3階層	市町村民税の所得割額が 77,100 円以下	<u>16,100 円</u>
第4階層	第4階層	市町村民税の所得割額が 221,200 円以下	20,500 円
第5階層	第5階層	市町村民税の所得割額が 221,200 円以上	25,700 円

【見直しの背景】

平成27年度から和光市における特定保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額（保育園の保育料）の見直しを行いました。この際、平成26年度から継続して保育所を利用している方については、その負担増に配慮し、激変緩和措置を設けてきました。この激変緩和措置は平成29年度末までに見直しを行うこととしていました。

今回、中間見直しを行い、

- ・助成開始時点で「緩和措置」として創設していること
- ・見直し前の保育料の適用を受けていた者で、平成30年度以降も在園する児童は全て3歳以上となっており、0～2歳児の保育料に比べ額が低くなること
- ・見直し前から保育所等を利用して平成30年度以降も在園する児童のうち、平成30年度と平成26年度の保育料の差額が1万円以上生じる場合は、全て世帯収入の増加に伴い所得割額の階層が上がるのが要因であること

から、新保育料の導入から3年度を経過し、助成対象外世帯との公平性も踏まえ、同激変緩和措置を平成29年度末をもって終了することとしました。

なお、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額（幼稚園及び保育施設の保育料）は、公益性、公平性等の観点から3年ごとに見直しを行うこととされていますが、今回、それぞれの事業の財政状況等を踏まえ、今回、幼稚園及び保育施設の保育料については、平成30年度以降の3年度にかかる見直しは行わず、現在の保育料を維持することとなりました。

【見直し後】

2 利用者負担額の激変緩和措置（2号・3号認定子ども）※廃止

平成26年度から継続して保育所を利用している子どもについて、新制度移行に伴う利用者負担額の見直しにより負担額が大きく増大する児童を対象に、負担額の軽減を図る助成を行ってまいりました。

助成額については、平成26年度利用者負担額徴収額を基準とし、平成27年度利用者負担額算定時に金額が大きく上昇する世帯に対し、負担額が10,000円を超えた場合、その超過分を助成額としてしてきました。

本助成については平成29年度に見直しを検討した結果、（1）本措置の趣旨が経過措置としての対応であること、（2）改正前の負担額の適用を受けていて、平成30年度以降も保育所を利用する場合、所得階層が同じであれば進級により負担額が減少すること、（3）平成30年度以降も本措置の対象となる場合には、世帯収入増加による利用者負担額階層の上昇が要因となることから、平成29年度末をもって、本激変緩和措置を廃止することとします。

[見直し前]

2 利用者負担額の激変緩和措置（2号・3号認定子ども）

平成26年度から継続して保育所を利用している子どもについて、新制度移行に伴う利用者負担額の見直しにより負担額が大きく増大する児童を対象に、負担額の軽減を図る助成を行います。

助成額については、平成26年度利用者負担額徴収額を基準とし、平成27年度利用者負担額算定時に金額が大きく上昇する世帯に対し、負担額が10,000円を超えた場合、その超過分を助成額とします。

本助成は、現在保育施設を利用している利用者に対しての負担激変緩和のための措置であることから、次回利用者負担額見直し時期である平成29年度末までに同じく見直しを行います。

第4部 利用者負担額 第4章 【新設】
学童クラブ事業における財政構造

【見直しの背景】

放課後の児童の安全な居場所の確保が求められる中、和光市ではこれまでも多様な「居場所」を展開してきました。「居場所」の1つである学童クラブについても、その入所希望者は年々増加しています。

和光市では、このような状況に対し、事業計画に基づき、民間保育クラブを誘致するとともに、必要な支援員の確保等を定めた「和光市保育クラブガイドライン」の整備等を通じて質の確保を図ってきました。しかし、計画では、それぞれ40人規模の民間保育クラブ2施設を誘致する予定でしたが、平成29年4月現在、これら2施設の定員合計は45名にとどまっています。

このような計画の進捗状況や現在の学童クラブの待機児童数（※）を踏まえつつ、今後も、学童クラブの質の維持と安定的な事業の運営・充実を図っていく必要があります。

和光市の学童クラブは、現在、19時まで開所していますが、この運営のための人件費やおやつ代、学童クラブ登録児童に向けた各種催しの費用（運営費）を、国、県及び市の公費による負担と利用者から徴収する利用料により賄っています。支援員の配置については、児童にとって安全な環境を提供しつつ、支援員の研修参加や休暇取得のしやすさ等にも配慮するため、国の配置基準よりも手厚い人員を確保し、質が確保されるよう努めてまいります。

今回の見直しにおいては、今後も安定した質の確保と事業の運営・充実を図っていくために、学童クラブの利用者負担額についても、保育園保育料と同様に、事業運営の財政構造に関する検討を行い、見直しを行うこととしました。

保育施設の利用者負担額（保育園保育料）については、平成27年度の計画当初から、利用者負担軽減分として市が独自に支出する額が事業費全体に占める割合を10%程度とした上で設定しています。市の財源投入の公平性の観点を踏まえ、学童クラブの運営費全体に占める市の独自負担の割合を、保育園保育料設定の考え方と同様に10%と設定することとし、事業計画に、この考え方を明記することとしました。

（※）待機児童数の推移（上段各年度5月1日現在、下段各年度3月1日現在）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
待機児童数	21名	36名	52名
	0名	5名	

[見直し後(追記)]

はじめに

社会保障制度が将来にわたり持続可能なものであるためには、機能の充実とともに、サービスの重点化及び制度運営の効率化を図ることが必要です。

和光市では、このような社会保障制度改革の視点を持ち、子ども・子育て支援の各制度の展開とともに、利用者負担の在り方についても検討していきます。

第1章 新制度における公費の仕組み

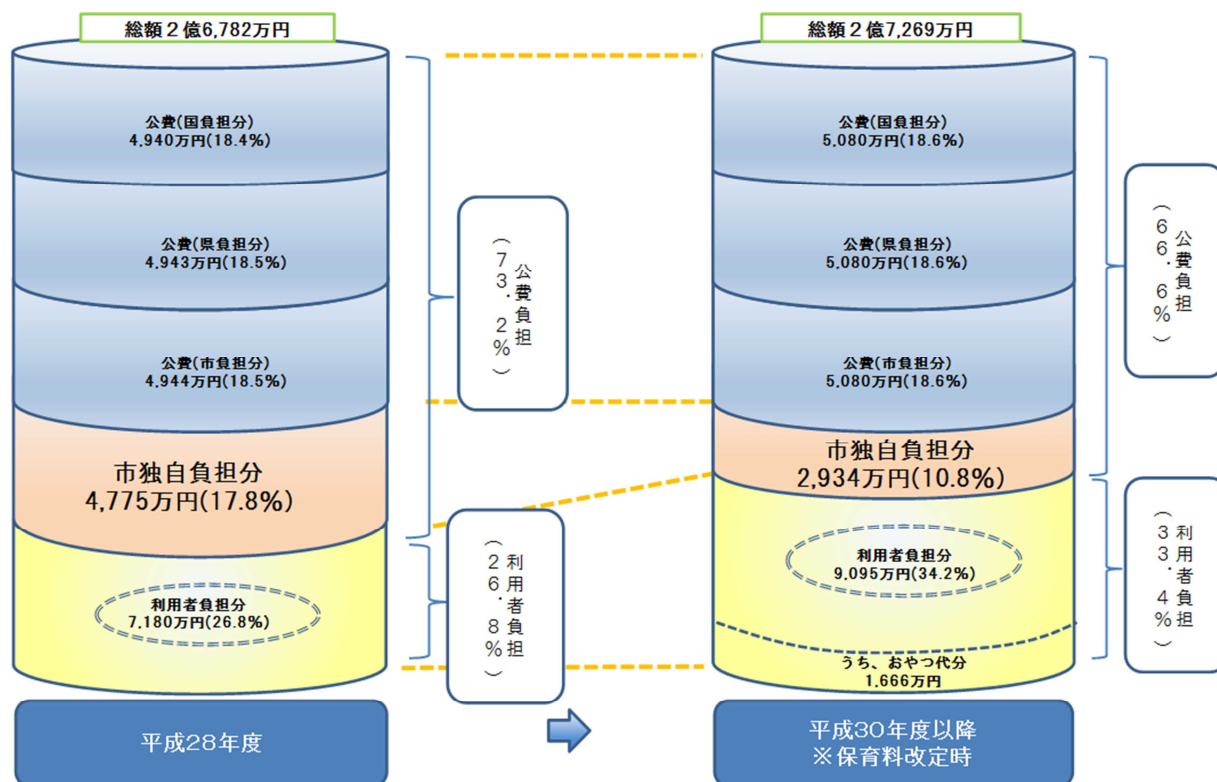
[見直し後(新設)]

第4章 学童クラブ事業における財政構造

1 学童クラブ事業運営の財政構造と市が独自に負担する割合の設定

下図(図表4-7)の左側の図は、平成28年度の学童クラブ事業(放課後健全育成事業)の財政構造(国、県、市及び利用者の費用負担率)を示したものです。

図表4-7 学童クラブ事業(放課後健全育成事業)の財政構造



学童クラブの実施に係る費用のうち、国が示す一定額までは国・県及び市がそれぞれ3分の1ずつ負担します。一定額を超える額については、利用者又は市が負担することとなります。図表4-7中の「市の独自負担分」は、このような国が提示する国・県・市の公費負担の対象とならずに、市が別途財源を投入し、負担している割合を示しています。

このような財源は、第1章で示した特定保育施設・地域型保育事業の財政構造と同様、利用者の負担軽減とともに、市がサービスを充実する際の際の原資ともなるものであり、その額が事業費全体に占める割合は適切なものである必要があります。よって、この独自負担の割合は、保育園保育料と同じ10%と設定します。

また、おやつは、小学生の時期において必要な栄養を補完するものであり、継続して且つ等しくおやつが提供される必要があります。そこで、「おやつ代」として充当される額については、運営費の中で利用者が負担する部分として位置づけた上で、他とは明確に区分し、その質の向上を図っていきます。

この考え方により、平成30年度の学童クラブ運営費の財政構造見通しを示したものが上記の右側の図になります。

なお、利用者負担額の水準と市が独自に行う負担割合のあり方（事業費に占める割合等）は、保育園保育料と同様に、3年ごとに見直しを行うものとします。

2 利用者助成（低所得者助成）

上記のとおり、おやつ代については利用者が負担するものとして、全ての利用者が一律の額を負担することとしますが、低所得者については助成を行います。

対象世帯は、保育料階層区分表における第1階層に属する世帯とします。

【見直しの背景】

教育・保育事業等において様々な事業主体の参入が進んでいることから、平成30年度適用の保育所保育指針の改訂に合わせて、指針に基づく保育及び市の特色（地域包括ケアシステムの中の保育施設の役割）を活かし、市内全施設の保育の質を確保することとします。

【見直し後(追記)】

2 OJT(実践による育成)

座学によりOJTに耐えうる知識・技術の習得を前提として、実務を通じた訓練・トレーニング(OJT)により基礎的な能力の定着、専門性の向上を図ります。

また、市の特色を活かし、保育所保育指針に基づいた市内統一の「(仮)和光市保育課程」を作成します。市内保育施設はこの(仮)和光市保育課程に基づき、保育の計画を作成、保育実践に繋げます。このことにより、市内全ての施設において保育の質を確保します。この取り組みを支えるため、(仮)保育コーディネーターの養成を検討し、公設公営保育園保育士が中心となって支援していきます。

【見直し前】

2 OJT(実践による育成)

座学によりOJTに耐えうる知識・技術の習得を前提として、実務を通じた訓練・トレーニング(OJT)により基礎的な能力の定着、専門性の向上を図ります。

図表5-4 子ども・子育て支援拠点リスト

<グランドデザイン北エリア>

幼稚園

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
下新倉2丁目	新倉幼稚園(預かり保育)	昭和45年2月	210人
白子3丁目	やまと幼稚園(預かり保育)	昭和41年1月	280人

保育所

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
下新倉1丁目	しもにいくら保育園 ※1	—	—
下新倉1丁目	和光プライムスター保育園	平成29年4月	90人
下新倉2丁目	里仁育舎	平成24年10月	60人
下新倉5丁目	下新倉みどり保育園	平成18年7月	60人
白子3丁目	キッズエイド吹上保育園	平成28年4月	80人
白子3丁目	しらこ保育園(公設公営)	昭和48年6月	90人
新倉1丁目	にいくら保育園	昭和46年11月	110人
新倉1丁目	和光駅前保育園	平成18年4月	20人
新倉2丁目	和光どろんこ保育園	平成29年4月	90人
新倉5丁目	ハレルヤ保育園	平成19年6月	60人
未定	保育所	平成30年度整備予定	—

小規模保育事業所

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
下新倉1丁目	メリー★ポピンズ和光ルーム	平成27年4月	19人
下新倉2丁目	リルスター保育園さつきちゃんのおうち	平成28年4月	19人
下新倉4丁目	下新倉リルスター保育園	平成27年4月	19人
白子3丁目	しらこ北リルスター保育園	平成29年4月	19人
白子3丁目	和光リルスター保育園	平成27年4月	19人
新倉1丁目	あそびのてんさい和光北口保育園	平成27年4月	10人
新倉1丁目	和光市ひなた保育園	平成28年4月	19人
新倉1丁目	わこうっちリルスター保育園	平成28年4月	19人
新倉2丁目	ひだまりの保育園	平成28年4月	19人
新倉3丁目	第2ひだまりの保育園	平成28年4月	10人
新倉3丁目	(仮称)第3ひだまりの保育園	平成30年4月開設予定	19人(予定)
下新倉2丁目	(仮称)下新倉第二リルスター保育園	平成30年4月開設予定	19人(予定)

事業所内保育所

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
下新倉5丁目	医療法人社団翠会事業所内 なごみ保育園	平成24年4月	30人

家庭保育室

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
新倉1丁目	こぐま第2保育室	平成9年10月	10人

一時保育事業

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
下新倉1丁目	和光プライムスター保育園一時保育	平成29年4月	10人
白子3丁目	キッズエイド吹上保育園一時保育	平成28年4月	6人
白子3丁目	しらこ保育園一時保育室	平成16年4月	10人
新倉1丁目	わこうっちリルスター保育園一時保育	平成28年4月	10人
新倉2丁目	和光どろんこ保育園一時保育	平成29年4月	6人
新倉5丁目	ハレルヤ保育園一時保育(休止中)	平成24年7月	—

病児・病後児保育

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
白子3丁目	キッズエイド吹上保育園	平成 28 年 4 月	3 人

保育(学童)クラブ

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
下新倉5丁目	下新倉保育クラブ	平成 16 年 4 月	90 人
白子3丁目	キッズエイド吹上保育クラブ(民設民営)	平成 28 年 4 月	23 人
白子3丁目	白子保育クラブ	昭和 58 年 12 月	70 人
白子3丁目	白子第二保育クラブ	平成 27 年 2 月	65 人
新倉1丁目	北原保育クラブ	昭和 63 年 6 月	80 人
新倉1丁目	新倉保育クラブ	昭和 55 年 12 月	80 人

児童センター(館)

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
下新倉5丁目	下新倉児童館	昭和 60 年 4 月	—
新倉1丁目	新倉児童館	昭和 60 年 4 月	—

ネウボラ拠点

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
下新倉2丁目	北第二子育て世代包括支援センター (北エリアサブセンター)	平成 26 年 10 月	—
白子3丁目	北子育て世代包括支援センター	平成 16 年 4 月	—
新倉1丁目	北第三子育て世代包括支援センター (北エリアサブセンター)	平成 16 年 5 月	—

※1…しもにいくら保育園は和光市駅北口区画整理に伴い、平成 30 年度末をもって運営を廃止いたします。

<グランドデザイン中央エリア>

幼稚園

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
本町	小羊幼稚園(預かり保育)	昭和 22 年 10 月	175 人

保育所

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
中央1丁目	中央ひなた保育園	平成 29 年 4 月	69 人
広沢	ひろさわ保育園(民設民営)	平成 29 年 4 月	108 人
本町	キッズエイド和光保育園	平成 15 年 4 月	110 人
本町	ほんちよう保育園	昭和 58 年 4 月	90 人
丸山台3丁目	あすの木保育園	平成 23 年 4 月	70 人
—	保育所	平成 31 年度整備予定	—

認定こども園

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
広沢	(仮称)ひろさわ認定こども園	平成 31 年度以降整備予定	—

小規模保育事業所

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
本町	保育ルームフェリーチェ和光園	平成 27 年 4 月	18 人
本町	保育ルームフェリーチェ和光Ⅱ園	平成 27 年 4 月	18 人
本町	和光エンゼル保育室	平成 28 年 4 月	19 人
本町	和光第2エンゼル保育室	平成 27 年 4 月	19 人
本町	和光第3エンゼル保育室	平成 28 年 4 月	19 人
丸山台1丁目	あそびのてんさい和光保育園	平成 27 年 4 月	19 人
丸山台2丁目	丸山台ひなた保育園	平成 29 年 4 月	19 人
—	小規模保育事業所	平成 29 年度整備予定	—
—	小規模保育事業所	平成 31 年度整備予定	—

事業所内保育所

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
広沢	りけんキッズわこう	平成 16 年 4 月	70 人
本町	菅野病院内けやき保育園	昭和 47 年 7 月	25 人
本町	メールメールキッズルーム	平成 27 年 6 月	5 人

家庭保育室

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
本町	こぐま保育室	平成 8 年 4 月	12 人

保育(学童)クラブ

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
中央1丁目	中央保育クラブ	昭和 41 年 6 月	58 人
中央1丁目	中央ひなた保育クラブ(民設民営)	平成 29 年 4 月	22 人
広沢	広沢保育クラブ	平成 12 年 10 月	58 人
本町	本町保育クラブ	平成元年 10 月	70 人

児童センター(館)

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
広沢	総合児童センター	昭和 59 年 5 月	—

ネウボラ拠点

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
本町	本町子育て世代包括支援センター	平成 29 年 4 月	—

<グランドデザイン南エリア>

幼稚園

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
南1丁目	大和すみれ幼稚園(預かり保育)	昭和41年4月	280人

保育所

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
白子2丁目	ゆめの木保育園	平成20年4月	90人
諏訪	諏訪ひかり保育園	平成25年4月	80人
南2丁目	みなみ保育園(公設公営)	昭和45年5月	180人
—	保育所	平成30年度整備予定	—

小規模保育事業所

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
白子1丁目	しらこ南リトルスター保育園	平成29年4月	19人
白子2丁目	つかさ保育園和光市和光園	平成27年4月	19人
白子2丁目	わこうさくらさく保育園	平成27年4月	19人
白子2丁目	(仮称)しらこ南第二リトルスター保育園	平成30年4月開設予定	19人(予定)

事業所内保育所

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
諏訪	さいたま保育園	平成28年4月	34人

一時保育事業

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
白子2丁目	ゆめの木保育園一時保育(休止中)	平成21年4月	—
諏訪	諏訪ひかり保育園一時保育	平成25年4月	10人
南2丁目	みなみ保育園一時保育室	平成13年4月	20人

病児・病後児保育

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
諏訪	諏訪ひかり保育園やわら	平成25年4月	4人

保育(学童)クラブ

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
諏訪	諏訪保育クラブ	昭和48年1月	78人
南1丁目	南保育クラブ	昭和63年6月	70人
南1丁目	南地域センター保育クラブ	平成19年4月	55人

児童センター(館)

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
南1丁目	南児童館	平成14年4月	—

ネウボラ拠点

場所	サービス種類・整備内容	開設年月	定員等
南2丁目	南子育て世代包括支援センター	平成16年4月	—

付 属 資 料

--

1 子ども・子育て支援会議委員

(平成30年2月1日現在)

	氏名	選出区分	所属団体
1	森田 明美 ◎	学識経験者	東洋大学教授
2	汐見 和恵 ○	学識経験者	一般社団法人家族・保育デザイン研究所所長
3	又地 由美	子どもの保護者	保育所保護者
4	籠谷 知美	子どもの保護者	幼稚園保護者
5	川股 澄代	子どもの保護者	和光市学童保育連絡協議会(保護者)
6	浅野 かおり	子どもの保護者	小規模保育事業所保護者
7	木村 大輔	市内企業従事者	本田技研工業株式会社
8	徳永 享子	事業従事者	下新倉みどり保育園
9	大川 浩史	事業従事者	東上地区私立幼稚園協会和光支部
10	森川 鉄雄	事業従事者	埼玉県学童保育連絡協議会
11	川島 彩貴	事業従事者	メリー★ポピンズ和光ルーム
12	金澤 勇一	事業従事者	和光市校長会
13	柳下 澄江	公共的団体代表	和光市民生委員児童委員協議会
14	宇部 章子	公共的団体代表	和光市手をつなぐ親の会
15	大野 裕之	学識経験者	みずほ信託銀行年金業務部
16	神保 裕世	公募委員	市民
17	最上 真由美	公募委員	市民

◎会長、○副会長

2 子ども・子育て支援会議委員部会委員

(1) 基準検討部会・保育料検討部会・施設認可部会

	氏名	選出区分	所属団体
1	小川 晶 ◎	市長委嘱	植草学園大学発達支援教育学科准教授
2	田口 國雄	市長委嘱	元 埼玉病院事務部長
3	大野 裕之	会長指名	和光市子ども・子育て支援会議委員
4	宇部 章子	会長指名	和光市子ども・子育て支援会議委員
5	木村 大輔	会長指名	和光市子ども・子育て支援会議委員

◎部会長

(2) 支給認定審査部会

	氏名	選出区分	所属団体
1	成田 真理子	市長任命	しらこ保育園
2	水澤 幸枝	市長委嘱	わこう産前・産後ケアセンター
3	富田 孝子	市長委嘱	中央障害者相談支援事業所
4	鈴木 雅子 ○	市長委嘱	おやこ広場もくれんハウス
5	坂本 政英	市長委嘱	みつばすみれ学園障害児等相談支援センター
6	竹若 千恵	市長任命	みなみ保育園
7	橋本 まり子	市長委嘱	豊友会スーパーバイザー
8	宇部 章子	会長指名	和光市子ども・子育て支援会議委員
9	岩田 由実	市長委嘱	和光市南包括支援センター
10	五十嵐 裕子 ◎	市長委嘱	浦和大学准教授

◎部会長 ○合議体長

用語の改称について

児童福祉法及び市の組織改正等に伴い、現行計画で使用している用語は次のとおり改称いたしました。

現在の名称	現行計画の名称
子育て支援ケアマネージャー	子育て支援コーディネーター
母子保健ケアマネージャー	母子保健コーディネーター
学童クラブ	保育クラブ
子ども教室	放課後子ども教室
北子育て世代包括支援センター	しらこ子育て世代包括支援センター
北第二子育て世代包括支援センター	わこう産前・産後ケアセンター
北第三子育て世代包括支援センター	おやこ広場もくれんハウス
本町子育て世代包括支援センター	キッズエイド和光子育て世代包括支援センター
南子育て世代包括支援センター	みなみ子育て世代包括支援センター
地域包括ケア課	福祉政策課
ネウボラ課・保育サポート課・保育施設課	こども福祉課
社会援護課	社会福祉課